平成２９年度　第１回
香美市障害者自立支援協議会

日時　：　平成２９年８月４日（金）１３：３０～

場所　：　香美市役所本庁舎５階委員会室３

日　　程

1　福祉事務所長あいさつ

2　自己紹介

3　議　事

（１）会長・副会長の選任　P5

（２）前回の障害者自立支援協議会（全体会）からの経過報告　P5～6
①計画相談支援について
②障害者虐待防止等連絡協議会の設置について
③就労系事業所パンフレットの配布について
④手話奉仕員養成研修について

（３）平成２８年度障害福祉サービス等利用状況の報告　P7～9

（４）地域活動支援センター香美からの報告　P10～11

（５）相談支援部会からの報告　P12～13

（６）第４期香美市障害福祉計画の取り組みについて　P14

（７）香美市障害者計画等について　P15～18

4　副会長あいさつ

香美市の目指す将来像と基本目標

平成２９年度
香美市障害者自立支援協議会の組織及び活動フロー図

障害児・者家族等

支援

相談

相談支援事業所
香美市（福祉事務所）
参加関係機関

各関係機関
学校・事業所・病院
施設など

支援方法についての提案

個別事例の共有

支援についての協議から
支援方向性と課題の検討

自立支援協議会（部会）
・相談支援部会　・計画作成部会

事例を通した機関連携やシステムについての課題提示

香美市自立支援協議会（全体会）

相談支援事業者
地域活動支援センター「香美」

福祉サービス事業者
ウエルジョブ＆キッチンやまだ
かがみの育成園
就労支援センターコーケン
障害者支援施設白ゆり

障害者団体関係者
香美市身体障害者連盟

保健・福祉・医療
香美市社会福祉協議会
香美市知的障害者相談員
同仁病院

【主な機能】
① 委託相談支援事業者の評価
② 困難事例への対応・協議・調整
③ 障害者の就労促進
④ 地域の関係機関によるネットワーク構築
⑤ 地域の社会資源の開発・改善
⑥ 福祉計画等施策等の研究・検証
⑦ 他の協議会との共同研究・調整・情報交換など
⑧ その他目的を達するために必要なこと

事務局
香美市福祉事務所

就労支援・雇用関係
香美市商工会
高知公共職業安定所香美出張所
障害者就業・生活支援センターゆうあい

教育関係機関
山田養護学校

県・市
中央東福祉保健所
香美市教育委員会
香美市健康介護支援課
香美市福祉事務所

市長が認める者
香美市民生委員児童委員協議会連合会
香美市連合婦人会

アドバイザー
高知県相談支援アドバイザー中央東圏域

番号	機関名等	委員職名	委員氏名	郵便番号	連　　絡　　先	電話番号	備　考(FAX)
1	地域活動支援センター「香美」	管理者	髙野(タカノ)　隆司(タカシ)	782-0036	香美市土佐山田町1689-1	53-7077	52-8088
2	ウエルジョブ＆キッチンやまだ	管理者	北岡(キタオカ)　昭博(アキヒロ)	782-0035	香美市土佐山田町百石町1-14-9	57-2099	57-2044
3	かがみの育成園	園長	濵田(ハマダ)　明(アキラ)	782-0051	香美市土佐山田町楠目3660	53-2174	53-2175
4	就労支援センター　コーケン	サービス管理責任者	前田(マエダ)　和子(カズコ)	783-0062	南国市久礼田368	088-862-3886	088-862-3887
5	障害者支援施設　白ゆり	サービス管理責任者	西尾(ニシオ)　悠平(ユウヘイ)	782-0016	香美市土佐山田町山田1192	52-4131	52-1167
6	香美市身体障害者連盟	会長	岩越(イワコシ)　孝明(タカアキ)				
7	香美市社会福祉協議会	会長	弘末(ヒロスエ)　俊郎(トシロウ)	782-0041	香美市土佐山田町262-1	53-5800	53-5470
8	香美市知的障害者相談員		秋友(アキトモ)　英稔(ヒデトシ)				
9	同仁病院	相談員	横川(ヨコガワ)　貴恵(キエ)	782-0035	香美市土佐山田町百石町2-5-20	53-3155	53-3096
10	香美市商工会	副会長	石川(イシカワ)　祐一(ユウイチ)	782-0034	香美市土佐山田町宝町２丁目２番２７号	53-4111	53-4113
11	高知公共職業安定所香美出張所	所長	町田(マチダ)　由季(ユキ)	782-0033	香美市土佐山田町旭町1-4-10	53-4171	53-2291
12	障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」	就業支援担当	髙橋(タカハシ)　佳宏(ヨシヒロ)	783-0005	南国市大埇乙2305	088-854-9111	088-854-9112
13	高知県立山田養護学校	校長	田中(タナカ)　信一(シンイチ)	782-0016	香美市土佐山田町山田1361	52-2195	52-0031
14	高知県中央東福祉保健所	所長	田上(タガミ)　豊資(トヨシ)	782-0016	香美市土佐山田町山田1128-1	53-3173	52-4561
15	香美市教育委員会	指導主任	岡﨑(オカザキ)　由佳(ユカ)	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	53-1081	57-0123
16	香美市健康介護支援課	保健師	杉原(スギハラ)　里恵(リエ)	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	52-9282	53-1094
17	香美市福祉事務所	所長	佐竹(サタケ)　教人(ノリト)	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	53-3117	53-1094
18	香美市民生委員児童委員協議会連合会	会長	山中(ヤマナカ)　博通(ヒロミチ)	782-0041	香美市土佐山田町262-1（社協内）	53-5800	53-5470
19	香美市連合婦人会		吉本(ヨシモト)　悦子(エツコ)				

機関名等		職　名	氏　名	郵便番号	連　　絡　　先	電話番号	備　考(FAX)
アドバイザー	高知県相談支援アドバイザー		住友(スミトモ)　芳美(ヨシミ)	781-5452	香南市香我美町下分684-1 地域活動支援センターあけぼの	57-7180	57-7181

議事（1）会長・副会長の選任

香美市障害者自立支援協議会設置要綱第５条第２項により、全体会の委員の互選により定める。

議事（2） 前回の障害者自立支援協議会（全体会）からの経過報告

報告①　計画相談支援について

平成２７年度から障害福祉サービス支給決定時には計画相談支援の導入が必須となっている。香美市の導入率は平成２９年６月末で、計画相談支援９４．９％、障害児相談支援１００％。今後の新規利用者への対応等を考え、さらなる指定特定相談支援事業所の指定を目指して働きかけを行っていた結果、本年４月に社会福祉法人土佐香美福祉会を指定し、ウエルジョブ相談支援センターが新規開設した。

市内指定特定相談支援事業所の意見交換会についても、昨年度は３回開催。今年度も相談支援体制の充実・相談支援事業所間のネットワーク強化に向け、意見交換会を開催したいと考えており、すでに４月２４日、７月２４日に開催し、事例検討を行い、相談員のスキルアップを図った。

報告②　香美市障害者虐待防止等連携協議会の設置について

４月１日付けで、委嘱を行った。第１回の会議は来年高齢者の虐待の会の開催日に開催する予定。

報告③　就労系事業所パンフレットの配布について

前回の全体会で提案した相談機関での説明資料として使える就労系事業所のパンフレットの作成については、２月～３月に相談支援部会のメンバーを中心に、障害者就業・生活支援センターゆうあい、香美市社会福祉協議会、中央東福祉保健所、地域活動支援センター「香美」、市健康介護支援課、福祉事務所が連携し、取材・編集を行い、予定の４月に完成した。

香美市・南国市・香南市の３市で同じレイアウトの就労系事業所パンフレットを作成しており、相談員にも利用希望者にも見やすいパンフレットが完成した。香南市も完成しており、南国市は作成中。

指定特定相談支援事業所をはじめ、ハローワークや身体・知的相談員などの相談機関に配布しており、山田養護学校では学校で保護者に配布している。

報告④　手話奉仕員養成研修について

南国市・香南市と合同開催予定の手話奉仕員養成研修については、今年１０月～来年３月にかけて、入門編（全２０回）を香美市で開催することになった。広域での開催は県内初。委員の皆様においても参加者の呼びかけをお願いしたい。平成３０年度の春～夏にかけて基礎編（全２５回）を開催予定。

（参考：②香美市障害者虐待防止等連携協議会の設置について）

要綱に定められた選出区分

香美市障害者虐待防止等連携協議会
高知地方法務局香美支局
高知県中央東福祉保健所
高知県南国警察署
香美市消防署
香美市福祉事務所
香美郡医師会
福祉施設
香美市社会福祉協議会
民生児童委員協議会
身体及び知的障害者相談員
高知公共職業安定所香美出張所
その他市長が指定するもの

香美市障害者虐待防止等連携協議会の検討・協議事項

（１） 障害者の虐待防止に係る具体的な施策の検討

（２） 養護者に対する支援施策の検討

（３） 本事業の評価・見直し

（４） 市民への広報・普及活動

（５） このほか、障害者虐待防止等に関すること。

議事（３）平成２８年度障害福祉サービス等利用状況の報告

障害福祉サービスの利用者数

サービス種別名称	計画※（人）	Ｈ27実績（人）	Ｈ28実績（人）	備考
居宅介護	42	31	30	
重度訪問介護		1	1	
同行援護		7	5	
療養介護	9	9	9	
生活介護	89	87	82	
	1,791	1744	1662	利用日数(日／月)
短期入所	21	14	19	支給決定者 24人
	120	84	96	利用日数(日／月)
共同生活援助	39	39	41	
施設入所支援	50	47	48	
宿泊型自立訓練		0	1	
自立訓練（機能訓練）	0	1	2	
	0	16	46	利用日数(日／月)
自立訓練（生活訓練）	1	9	7	
	11	83	92	利用日数(日／月)
就労移行支援	1	1	2	
	21	23	23	利用日数(日／月)
就労継続支援(Ａ型)	21	28	29	
	451	552	564	利用日数(日／月)
就労継続支援(Ｂ型)	41	43	43	
	761	745	790	利用日数(日／月)
計画相談支援		167	185	サービス等利用計画相談件数
うち地域移行支援	1	0	0	
うち地域定着支援	0	0	0	

※第4期香美市障害福祉計画における平成28年の見込み

・平成２７年４月から必須となったサービス等利用計画相談件数が伸びている。

・平成２６年度と比較すると就労継続支援はA型、B型とも伸びているが、特にA型の利用が伸びている。

障害児通所サービスの利用者数

サービス種別名称	計画※ （人）	Ｈ27実績 （人）	Ｈ28実績 （人）	備考
児童発達支援	17	14	15	
放課後等デイサービス	18	20	24	
	130	155	234	利用日数
保育所等訪問支援	21	4	7	
医療型児童発達支援	3	2	0	
障害児相談支援		35	39	サービス受給者39人中、100%

※第4期香美市障害福祉計画における平成28年の見込み

・近隣市に新しく放課後等デイサービス事業所が立ち上がり、利用者が増えてきている。
　今年４月に香美市内初となる放課後等デイサービス事業所が立ち上がったが、すでに定員に達している。
・複数の事業所を利用する方が多くなってきている。

地域生活支援事業の利用者数(件数)

サービス種別名称		計画	H27 実績	H28 実績	備考
必須事業	理解促進研修・啓発事業		1	0	
	自発的活動支援事業		0	0	
	相談支援事業		632	667	地域活動支援センター香美
	成年後見制度利用支援事業	1	0	0	
	成年後見制度法人後見支援事業		0	0	
	意思疎通支援事業	5	2	3	要約筆記者派遣　2件 手話通訳者派遣 32件
	日常生活用具給付等事業	601	744	761	合計件数
	①介護・訓練支援用具	3	1	0	特殊マット
	②自立生活支援用具	4	1	2	入浴補助用具
	③在宅療養等支援用具	6	3	1	透析液加湿器
	④情報・意思疎通支援用具	6	4	8	盲人用時計5、携帯用会話補助装置1、ポータブルレコーダー1、活字文書読み上げ装置
	⑤排泄管理支援用具	650	735	750	ストーマ用装具、紙おむつ
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	0	0	
	手話奉仕員養成研修事業		0	0	
	移動支援事業	13 620	11 616	13 786	利用者数 利用時間
	地域活動支援センター機能強化事業	 28	6.3 27	6.5 25	1日平均利用者数 登録者数
任意事業	福祉ホームの運営		0	0	
	日中一時支援事業	8	7	7	延べ 111回
	自動車運転免許取得・改造助成事業	2	2	5	免許取得助成3件、改造助成2件
	声の広報等発行事業	12	8	6	

・地域生活支援事業の補助要綱に定める啓発事業は行っていないが、広報香美にこれまで掲載していた記事に加えて、相談機関や障害福祉マークの紹介などの記事の掲載を行った。
・同様に成年後見制度利用支援事業は行っていないが、申し立てができる親族がいない場合に利用できる市長申し立てで成年後見制度の利用が1件決定している。
・相談機関からの案内により、自動車運転免許取得・改造助成の決定が増えている。

議事（4） 地域活動支援センター香美からの報告

平成28年度　地域活動支援センター「香美」 事業報告 （平成28年4月1日～平成29年3月31日）

相談支援事業

委託相談
（一般相談）

■相談者数

	身体	重心	知的	精神	発達	高次機脳	その他	児童	合計
H28	11	0	35	29	1	7	0	35	118
H27	3	0	25	24	1	3	2	35	93

■支援方法

	訪問	来所	同行	電話	メール	支援会議	関係機関	その他	計
H28	54	93	37	106	12	102	212	21	637
H27	60	121	22	97	13	61	238	5	617

■相談内容

	福祉ｻｰﾋﾞｽ利用	障害や病気の理解	健康医療	不安の解消	保育教育	家族･人間関係	家計経済	生活技術	就労	社会参加･余暇	権利養護	その他	計
H28	199	1	52	35	32	9	10	86	156	37	6	44	667
H27	253	0	60	8	71	20	27	63	86	26	4	23	641

現状報告

1 相談者118名中、新規相談者は25名。

2 委託相談からのニーズを受けて、福祉サービスの利用等、計画相談につなげていったことから、委託相談として対応する件数は減ってきた。しかし、計画相談としての対応が増加したことにより、委託相談への対応時間の確保が課題となってきている。

3 委託相談と計画相談が混同されることが多く、相談者や関係機関とも混乱するケースが増えてきている。

平成28年度　地域活動支援センター「香美」 事業報告 （平成28年4月1日～平成29年3月31日）

地域活動支援事業

■登録者実人数（平成29年3月31日現在）

	内訳						計
	身体	知的	精神	発達	高次脳	児童	
香美市	1	10	9	2	3	0	25

■利用者数　年間のべ人数

H28年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
のべ人数	149	123	130	133	146	118	143	141	124	109	129	134	1,579
開所日	20	19	22	20	22	20	20	20	19	19	20	22	243
1日平均	7.5	6.5	5.9	6.7	6.6	5.9	7.2	7.1	6.5	5.7	6.5	6.1	6.5
H27年度													
のべ人数	131	114	136	128	146	112	139	115	127	120	142	138	1,548
開所日	21	18	22	22	21	20	21	19	19	19	20	22	244
1日平均	6.2	6.3	6.2	5.8	6.9	5.9	6.6	6.0	6.6	6.3	7.1	6.2	6.3

活動内容

創作活動・・折り紙教室、カレンダーづくり、手芸、アート作品づくり、硬筆、書道
余暇活動・・カラオケ、スポーツレクリエーション、パズル、DVD鑑賞、ガーデニング等
クッキング・・昼食づくり、おやつづくり
座学　　・・SST、箱庭療法、ロールプレイ、衛生管理（歯磨きや身だしなみ等）
行事　　・・ｽﾎﾟｰﾂ大会、ｽﾋﾟﾘｯﾄｱｰﾄ、交流会、ランチの会

現状報告

1 活動環境は良くなり、散歩などはしやすくなり、安全に活動ができるようになった。
2 立地的に公共施設の利用がしづらいため、現地集合という形をとることにより社会資源の活用を促している。
3 活動のスペースが広いため、個々の状態にあった参加の仕方が取れる。
4 初めての事にも興味が高く、ドミノ、硬筆、読書など新しい活動を展開し、集中した取り組みができている。
5 利用者同士の交流が増え、相手を気遣う気持ちなどの成長が見られている。
6 身近な相談場所になっており、必要に応じて相談員につなぐこともあった。
7 利用者数に大きな変動がない。今後も広報活動や活動プログラムの充実図っていく必要がある。

議事（5）相談支援部会からの報告

H28年度相談支援部会報告

年度の目的	①　支援の連携をスムーズに進めるために、参加機関が知恵を出し合う H25年度から引き続き実施 ②　事例から、地域課題の抽出を行う 相談支援アドバイザーを活用し、部会の充実やスキルアップを目指

（1）各機関からの事例報告の状況

上半期（４月～９月）

事例の分類	今後の対応方針	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計件数
金銭管理		1	3	2				6
	各機関での個別相談対応	1	1	2				4
	関係機関との連携		2					2
ひきこもり		3	1	1			1	6
	各機関での個別相談対応	1	1					2
	関係機関との連携	2		1			1	4
依存症		1	1	2	2			6
	各機関での個別相談対応	1	1	2	2			6
	関係機関との連携							0
育児支援		1						1
	各機関での個別相談対応	1						1
	関係機関との連携							0
家計相談		2	1	3	2	1		9
	各機関での個別相談対応	2		2	2	1		7
	関係機関との連携		1	1				2
居住支援		2			1		3	6
	各機関での個別相談対応	1			1		2	4
	関係機関との連携	1					1	2
見守り支援		7	2	9	5	1	3	27
	各機関での個別相談対応	4	2	8	4	1	3	22
	関係機関との連携	3		1	1			5
受診支援		3	4				5	12
	各機関での個別相談対応	2	4				4	10
	関係機関との連携	1					1	2
就労支援		3	1	1	4	5	3	17
	各機関での個別相談対応	2	1	1	2	5	2	13
	関係機関との連携	1			2		1	4
地域生活支援		4	10	8	8	6	6	42
	各機関での個別相談対応	1	6	3	5	3	5	23
	関係機関との連携	3	4	5	3	3	1	19
日中活動支援		1						1
	各機関での個別相談対応	1						1
	関係機関との連携							0
育児支援					1			1
	各機関での個別相談対応				1			1
	関係機関との連携							0
その他				2	3	2		7
	各機関での個別相談対応				3	2		5
	関係機関との連携			2				2
計		28	23	28	26	15	21	141
	各機関での個別相談対応	17	16	18	20	12	16	99
	関係機関との連携	11	7	10	6	3	5	42

下半期（10月～3月）

11月より、事例報告については地域課題を考慮したケースを中心に報告し、翌月に対応状況の報告を行う。

事例報告の理由	今後の対応方針	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計件数
地域生活（日中の過ごし方）	こころの健康相談の利用		1					1
	医療機関との連携		3	1	3			7
	関係機関との連携		2	2	2	1	3	10
	ケース会開催				1			1
	情報収集		1		1	1	2	5
食生活	保健師と協力		1					1
就労支援	職場までの移動サービスの提案		1					1
関係機関との連携のあり方	ケース会開催		1					1
福祉サービス	福祉事業所への問合せ			1	1			2
居住	居住先確保に向けての支援			1	1			2
	関係機関との連携					1		1
不法行為	関係機関との連携			1				1
生活困窮	関係機関との連携			1	1			2
計		0	10	7	10	3	5	35

(2) 事例報告の振り返り

香美市では、自立支援協議会の発足以前から、関係機関で情報が共有され、個別事例に対して支援模索すべく検討がなされていた経緯があり、自立支援協議会発足後は、相談支援部会で情報の共有と検討、調整が行われるようになった。

上半期までにおいて事例報告されたケースは、「個人(ケース概要)を知って欲しい」「支援の手立てやヒントが欲しい」といったことに重点をおいたものであった。すなわち、他機関の連携や協力が欲しい事例やサービスや制度の活用事例、地域課題につながる可能性の高い事例が中心に報告されており、事例報告を通じて個別化や個別支援の課題を深めていくといったことが重視され、地域課題の抽出や検討まではいたっていなかった。

こうした反省のもとに、11月の部会以降、事例報告の様式を変更し、地域課題を意識し、「なぜこの事例を報告するのか」といった報告理由を重視した視点を取り入れることにより、事例報告を通して、個だけではなく、地域に意識を向けた取り組みが行われるようになった。

また、報告された事例に関しては、次回部会の開催時において支援の経過報告を行うとともに、あわせて事例検討を行うことにより、地域支援のあり方や課題についてより検討を深めることを目指している。

平成29年度からは、相談支援部会のあり方をよりバージョンアップし、地域の障害者福祉の向上を目指していくために、障害者のニーズに添った支援を検討する「情報共有定例会」と個別のニーズや課題を整理し、地域づくりを検討していく「部会」を積み重ね、地域課題を見いだしていく取り組みを行っていくこととする。

(3) その他の取り組み

○ 社会資源集（就労系事業所パンフレット）作成について

就労系事業所で行っている事業活動について、特徴を写真等で紹介したパンフレットを作成し、よりニーズに添った相談支援が提供できるようになった。

○ 学習会

第6回相談支援部会（9月21日）

障害者就業・生活支援センター　ゆうあい　管理者　山本和久　氏

就労面と生活面での一体的な相談・支援を行う機関である旨の事業説明を受けるとともに意見交換を

第8回相談支援部会（11月16日）

高知県相談支援アドバイザー　住友芳美氏

事例検討の進め方や事例からの地域課題の抽出方法を学ぶ。

「個別課題から地域課題の発掘はスタートする。」「一人で頑張って解決できないことは地域課題と考え

議事（6） 第4期香美市障害福祉計画の取り組みについて

計画策定時のアンケート調査

＜対象＞
・障害者：在宅の居宅介護サービス利用者と地域活動支援センターの日中活動利用者
・障害児：特別児童扶養手当受給者
・未利用者：18歳～65歳未満の障害者手帳所持者でサービスを利用していない人
＜期間＞平成26年10月
＜方法＞郵送法
＜回収率＞
・障害者：52.4%（42名に送付し22名回収）
・障害児：42.5%（87名に送付し27名回収）
・未利用者：42.1%（316名に送付し133名回収）

調査から見えてきたこと

＜障害者＞
◆障害者福祉に必要と思うこと
「障害や障害のある人への理解を深める」 40.9%
「身近なところで気軽に相談できる」40.9%
◆災害時の避難場所・避難方法に不安があるか
「はい」40.0%「いいえ」18.2%
◆成年後見制度についてよくわからないか
「はい（よくわからない）」45.5%「いいえ（わかっている）」9.1%
＜障害児＞
◆必要なことや必要な支援
「一貫して継続した学業支援の仕組みづくり」81.1%
「加配保育士や学校教職員の資質向上」78.4%
「身近な場所で療育的な支援が受けられる」78.4%
◆成年後見制度についてよくわからないか
「はい（よくわからない）」67.6%「いいえ（わかっている）」24.3%
＜未利用者＞
◆暮らしやすいまちづくりに必要なこと
「相談しやすい窓口をつくる」51.1%
「サービス利用の手続き支援」39.8%
「行政からの福祉に関する情報提供の充実」33.1%

今後必要なこととしてまとめたこと

・福祉サービス、避難場所、成年後見制度等を含む「情報提供」
・身近なところに相談窓口があるなど「相談支援体制の充実」
・切れ目ない学業支援体制など「障害児の支援体制の充実」
・障害に関する理解を促進し、「居場所づくり」

平成27・28年度取り組んだこと

・地域活動支援センター「香美」、障害者相談員紹介の記事を広報に掲載し、相談窓口の周知
・福祉に関する記事の広報への定期・随時掲載
・自立支援協議会の日程・資料の市ホームページ掲載
・市内就労系事業所のパンフレットを作成
・相談支援部会をより充実させるための見直し
・市内相談支援事業所意見交換会の開催
・子ども支援部会にて発達障害に関する啓発パンフレットの作成・配布、啓発講座の開催
・発達障害児者支援に関する庁内連絡会を定期に開催し、庁内の連携を強化
・ティーチャーズトレーニング、双方向会議システムを使った県立大の発達障害に関する講義の公開講座の開催により、児童生徒に関わる支援者のスキルアップ
・居住支援部会にて、個別事例から障害のある方への住まいの場の提供に関する振り返りの協議と低家賃の賃貸物件についての情報提供の仕組みについて検証。

平成29年度の取り組み

・相談支援部会の充実のための見直しの継続
・市内相談支援事業所連絡会を定期開催し、相談支援体制を整備充実
・香美市内相談窓口一覧表の作成・配布
・市内就労系事業所パンフレットを相談支援事業所や関係機関に配布
・障害福祉に関する広報への記事掲載の継続
・市ホームページのウェブアクセシビリティ（誰もが支障なく閲覧できること）をさらに向上
・手話奉仕員養成研修を南国・香南・香美3市で共同開催
・障害者計画の見直しと・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定（アンケート調査の実施と、現状の把握・課題整理、目標設定、取り組みの決定）

議事(7)香美市障害者計画等について

前回の協議会で提案したとおり、香美市障害者計画（６年）、第５期香美市障害福祉計画（３年）及び第１期香美市障害児福祉計画の策定については、提案どおり計画作成部会を立ち上げ、第１回の部会を７月５日に開催し、アンケート調査票の内容等について検討した。アンケートは４種類で、障害者手帳所持者（６５０人）、特別児童扶養手当の対象となる児童の保護者（１１８人）、市民（１，０００人）、市内５０事業所に７月２４日に発送し、８月１４日を締切とした。集計等については、本計画の策定委託事業所が行う。委託事業所については、庁内で香美市障害者計画等策定委託業者選定委員会を設置し、プロポーザル方式で選定した。

また、障害者の当事者、障害児を持つ保護者、ボランティアなどの７団体へのヒアリング調査を予定しており、７月１５日に１回目のヒアリング調査を行った。

■計画の期間（年度）

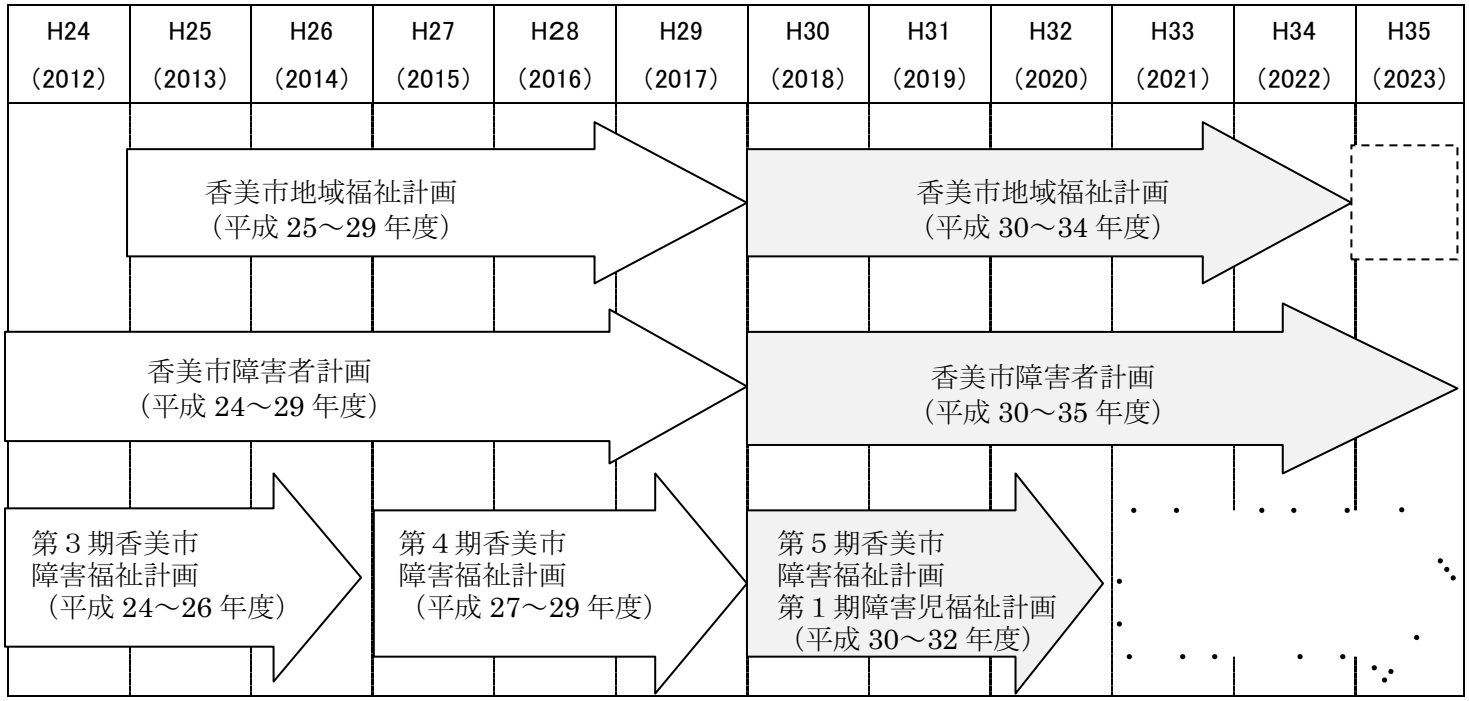

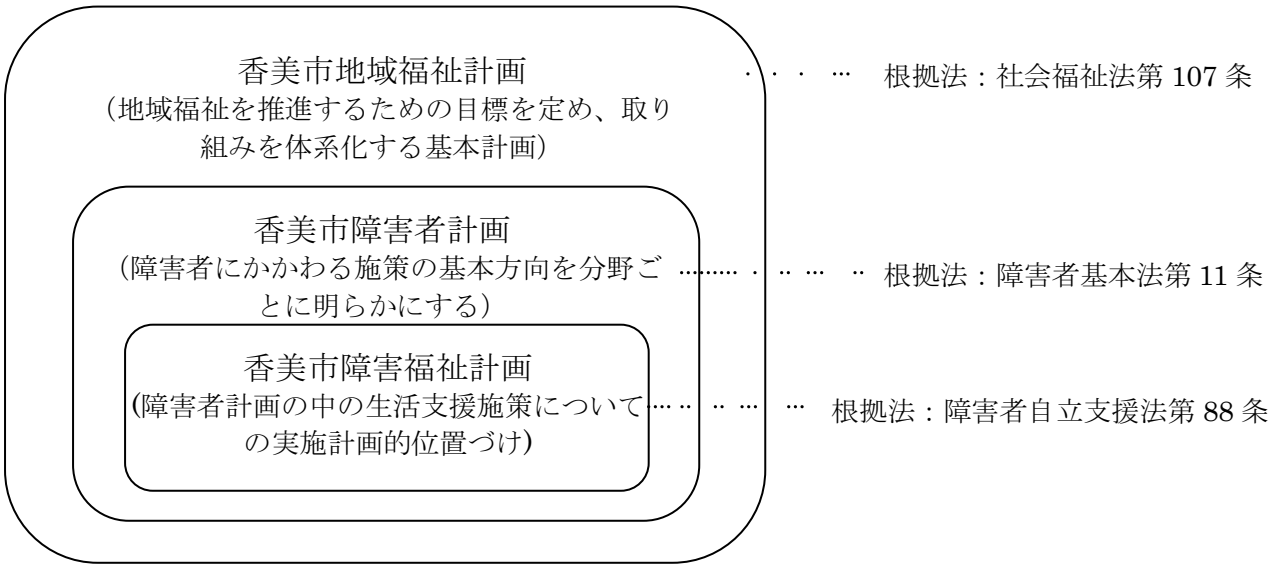

＜計画策定スケジュール＞

	7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
アンケート調査実施																											
団体ヒアリング実施		7/15	7/22 7/30	8/2		8/22																					
調査データ分析																											
現状分析、課題整理																											
施策、事業等の推進方法、評価指標等の検討																											
計画全体の検討																											
計画書案の作成																											
意見公募の実施																											
計画書の作成																											

計画作成部会①
(7/5)

協議会全体会①
(8/4)

計画作成部会②

計画作成部会③

協議会全体会②

協議会全体会③

計画作成部会①　アンケート調査項目の検討

計画作成部会②　分析結果の確認、課題整理

計画作成部会③　計画素案の検討

協議会全体会①　施策の推進についての現状の確認、今後のスケジュールの確認

協議会全体会②　計画案の説明

協議会全体会③

障害者福祉に関するアンケート調査へのご協力のお願い

日頃より香美市の福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

香美市では現在、平成３０年度を初年度とする新しい障害者福祉に関する計画（香美市障害者計画、第５期香美市障害福祉計画及び第１期香美市障害児福祉計画）を策定するための取り組みを進めています。そのため、市民の皆様の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識や意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施することになりました。

調査の対象者は、**市内に在住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方の中から無作為に抽出した 650名の方々を対象**にご協力をお願いするものです。

このアンケート調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方が特定されたり、個人の回答内容が明らかにされたりすることはありません。

また、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、計画策定および施策推進のための基礎資料として使用し、その他の目的で使われることは一切ありません。

つきましては、一人でも多くの皆様からご回答いただき、可能な限り計画に反映させたいと考えておりますので、ご多忙中のところ誠に恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成29年7月

香美市長　法光院　晶一

調査票への記入について

- 無記名のアンケートですので、お名前やご住所を書いていただく必要はありません。
- ご記入は、ボールペンまたは鉛筆・シャープペンシルでお願いします。
- 宛名のご本人が直接回答いただくことが難しい場合には、ご家族や介助者の方などが、ご本人の意向を尊重して記入してください。
- 質問への回答方法は、あなたのお考えに最も近いと思われる回答を、選択肢の中からあてはまる番号を選んで○印で囲んだり、（　）内に具体的な内容をご記入ください。
- 回答する方が限られる質問がありますので、矢印や案内にそってお答えください。

調査票の返送について

- ご記入が終わりましたら、**8月14日（月）まで**に同封の返信用封筒（切手不要）に入れてご返送ください。

アンケート調査に関するお問い合わせ先

香美市福祉事務所　社会福祉班　　電話：0887-53-3117　　ＦＡＸ：0887-53-1094

障害者福祉に関するアンケート調査へのご協力のお願い

日頃より香美市の福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

香美市では現在、平成３０年度を初年度とする新しい障害者福祉に関する計画（香美市障害者計画、第５期香美市障害福祉計画及び第１期香美市障害児福祉計画）を策定するための取り組みを進めています。そのため、市民の皆様の福祉に関する意識や意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施することになりました。

市民の皆様のご意見も新しい計画に反映させるため、**市内に在住する 20 歳以上の方の中から無作為に抽出した 1,000 名の方々を対象**にご協力をお願いするものです。

このアンケート調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方が特定されたり、個人の回答内容が明らかにされたりすることはありません。

また、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、計画策定および施策推進のための基礎資料として使用し、その他の目的で使われることは一切ありません。

つきましては、一人でも多くの皆様からご回答いただき、可能な限り計画に反映させたいと考えておりますので、ご多忙中のところ誠に恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成 29 年 7 月

香美市長　法光院　晶一

調査票への記入について

・無記名のアンケートですので、お名前やご住所を書いていただく必要はありません。
・ご記入は、ボールペンまたは鉛筆・シャープペンシルでお願いします。
・宛名のご本人が直接回答いただくことが難しい場合には、ご家族の方などが、ご本人の意向を尊重して記入してください。
・質問への回答方法は、あなたのお考えに最も近いと思われる回答を、選択肢の中からあてはまる番号を選んで○印で囲んだり、（　）内に具体的な内容をご記入ください。
・回答する方が限られる質問がありますので、矢印や案内にそってお答えください。

調査票の返送について

・ご記入が終わりましたら、**８月 14 日（月）まで**に同封の返信用封筒（切手不要）に入れてご返送ください。

アンケート調査に関するお問い合わせ先

香美市福祉事務所　社会福祉班　　電話：0887-53-3117　　FAX：0887-53-1094

第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。平成29年3月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 就労定着に向けた支援
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障害者支援の一層の充実

3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数:H28年度末施設入所者の9%以上
- 施設入所者数:H28年度末の2%以上削減

※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- 精神病床の1年以上入院患者数:14.6万人～15.7万人に
  (H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)
- 退院率:入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%
  (H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等の整備

- 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

④ 福祉施設から一般就労への移行

- 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- 就労移行支援事業利用者:H28年度の2割増
- 移行率3割以上の就労移行支援事業所:5割以上

※ 実績を踏まえた目標設定

- 就労定着支援1年後の就労定着率:80%以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

4. その他の見直し

- 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 難病患者への一層の周知
- 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等
- 障害者の芸術文化活動支援

香美市障害者自立支援協議会設置要綱

（目的）

第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 77 条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、香美市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本市における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立生活を支援することを目的とする。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1)　委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。

(2)　障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。

(3)　障害者の就労促進に関すること。

(4)　地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。

(5)　地域の社会資源の開発及び改善に関すること。

(6)　障害福祉計画など各種施策等の研究及び検証に関すること。

(7)　他の障害者自立支援協議会との共同研究、調整、情報交換等に関すること。

(8)　前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、次に掲げる機関（以下「関係機関等」という。）で組織する。

(1)　委託相談支援事業所

(2)　障害福祉サービス提供事業所

(3)　障害者団体等関係者

(4)　保健、福祉及び医療関係機関

(5)　就労支援及び雇用関係機関

(6)　教育関係機関

(7)　県及び市行政関係部署等

(8)　その他市長が必要と認める機関等

（構成等）

第４条　協議会は、全体会と専門部会で構成する。

２　全体会は、関係機関等の代表者（以下「全体会の委員」という。）で構成する。

３　全体会の委員の任期は、２年とする。ただし、任期内に全体会の委員の交代があった場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　全体会の委員は、再任することができる。

５　専門部会は、関係機関等の意見を踏まえ構成員を調整することとし、関係機関等の実務担当者（以下「専門部会の委員」という。）で構成する。

（全体会）

第５条　全体会は、障害者等の地域での自立支援策の全般について、情報交換、施策の

提案、専門部会の設置や廃止、関係機関等の連携のあり方、役割分担等について協議する。

２　全体会に会長及び副会長を置き、全体会の委員の互選により定める。

３　会長は、全体会を代表し、会務を総理する。

４　会長は、全体会の会議を招集し、会議の議長となる。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（専門部会）

第６条　専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

２　専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。

３　部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

４　部会長は、専門部会の会議を招集する。

５　部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。

６　部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、福祉事務所社会福祉班が処理する。

（秘密の保持）

第８条　全体会の委員及び専門部会の委員は、協議会において知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。協議会の委員を脱退した後も、同様とする。

（報酬）

第９条　全体会の委員及び専門部会の委員の報酬は、無報酬とする。

（補則）

第10条　この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２７年４月１日から施行する。